

令和4年10月11日

令和4年度第7回青森市農業委員会 月例総会議事録

青森市農業委員会

1. 開会年月日 令和4年10月11日（火曜日） 午後1時00分
2. 開会場所 柳川庁舎 2階 大会議室
3. 閉会年月日 令和4年10月11日（火曜日） 午後1時35分

#### 4. 議案

- 議案第33号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
- 議案第34号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
- 議案第35号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
- 議案第36号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第37号 農用地利用集積計画の決定等について（農地中間管理権の取得）
- 議案第38号 競（公）売買受適格者の証明について
- 報告第20号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出の受理について
- 報告第21号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の受理について
- 報告第22号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- 報告第23号 青森市農業委員会非農地証明事務処理規定に基づく非農地証明書の交付について

#### 5. 農業委員出席者の番号及び氏名

1番 秋谷 進	2番 安部 浩一	3番 一戸 昭憲
4番 大柳 建秀	5番 鎌田 清勝	6番 工藤 隆志
7番 窪寺 洋志	8番 齊藤 光朗	9番 澤田 今日一
10番 堤 武久	12番 長野 英雄	13番 中村 美喜雄
14番 成田 貴吉	15番 西澤 清光	16番 野口 友子
17番 福士 修身	19番 山田 正樹	

#### 6. 農業委員欠席者の番号及び氏名

11番 豊川 明子	18番 安田 昌樹	
-----------	-----------	--

#### 7. 農地利用最適化推進委員出席者の番号及び氏名

1番 千島 修	6番 風晴 繁雄	7番 山内 洋一
8番 山田 五月	9番 川村 忠則	10番 佐藤 量一
11番 小泉 作郎	13番 石川 正光	14番 奈良岡 和也
15番 野呂 正幸	16番 天内 輝明	17番 三上 紘史
18番 出町 鉄昭	19番 細川 隆雄	

8. 農地利用最適化推進委員欠席者の番号及び氏名

2番 澤田 秀一	3番 工藤 榮	4番 工藤 隆正
5番 木立 忠徳	12番 斉藤 直美	

9. 会議に従事した職員の職氏名

事務局 長	小笠原 訓史	事務局 次長	工藤 哲也
事務局 分室長	佐藤 保	主 幹	堀内 和之
主 幹	工藤 武	主 事	齊藤 諒
主 事	天内 隆人		

10. 議事の概要

(開会、議事録署名、会期)

○事務局次長より出席委員の報告

青森市農業委員会農業委員 19 名中 17 名が出席しております。過半数以上の委員が出席しておりますので、本総会は成立致します。また、農地利用最適化推進委員は 14 名が出席しております。以上です。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

それでは、ただ今から、令和 4 年度第 7 回青森市農業委員会月例総会を開会します。

あらかじめ皆様にはお願いしますが、コロナ対策のため、発言の際は、起立はせずに、挙手のうえ、議席番号及び氏名を告げて、議長の許可を得てからとなりますので、よろしくお願いいたします。また、議事録作成のため、録音しておりますので、発言の際はマイクを受け取ってから発言くださるようお願いいたします。

続きまして、議事録署名者を指名いたします。6 番工藤隆志委員、7 番窪寺洋志委員の両委員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長（西澤清光会長職務代理者）

ご異議なしと認め、両委員にお願いします。

引き続き会期を定めます。会期は、本日 1 日と決することにご異議ございませんか。

○各委員  
(異議なし)

○議長 (西澤清光会長職務代理者)

ご異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

ただいまより議案審議に入ります。議案第33号を議題とします。事務局、議案朗読及び説明を求めます。

(分室長 議案のみ朗読)

○事務局

本案は、農地の耕作を目的とする所有権の移転が6件、賃借権設定が1件、使用貸借権設定が1件です。

個別の内容につきましては、議案書の2ページから3ページに記載しておりますが、要約して説明させていただきます。

右から二つ目の欄の申請事由をご覧いただきたいのですが、申請事由としては、譲渡人または貸主については、労力不足、家族等への贈与、親子間の貸借のためであり、譲受人または借主については、経営規模等の拡大、家族等からの贈与、親子間の貸借のためであります。

これらの申請はいずれも、農地法第3条第2項各号に規定する不許可要件に該当しないものと判断しており、調査内容につきましては、お手元に配付しているA3版の調査書のとおりであります。

それではご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 (西澤清光会長職務代理者)

これより、本案について審議を行います。

質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員  
(意見なし)

○議長 (西澤清光会長職務代理者)

本案について、ご異議ございませんか。

○各委員  
(異議なし)

○議長（西澤清光会長職務代理者）

ご異議なしと認め、許可することに決定します。

次に、議案第 34 号及び 35 号は関連がありますので、一括審議の議題とします。

事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

（分室長 議案のみ朗読）

○事務局

本案は、自己所有農地を転用する農地法第 4 条許可申請が 1 件、及び所有権移転を伴う農地転用である第 5 条許可申請が 1 件となりますが、隣接した農地を一体で転用を行う案件であり、立地基準も共通であるため、一括で説明いたします。

申請の場所については、事前に送付しております「案内略図」でご確認願います。

それでは、右上に議案第 34 号 関係資料と記載している資料をご覧ください。

申請番号 2 番、申請地は 1 筆、申請人及び転用目的は記載のとおりです。申請概要については、2 ページ目以降に関連資料を添付しております。

資料をめくっていただいて、裏面 2 ページ目が許可申請書、3 ページ目が案内図、4 ページが事務局の地図、5 ページ目が土地利用計画図となります。土地利用計画図は左側が北の方角になっておりますが、農地の左側が進入路となり、それにつながる塗りつぶされた部分が通路で、その両側が資材置場であります。

土地の位置としては、概ね通路下側部分が 4 条申請の●●●●、通路及びその上部分が 5 条申請の●●●●の土地となっております。続いて、6 ページが農地転用計画書で、土地の選定理由及び近隣の農作物に被害を及ぼす恐れは無いかなどが記載されています。続いて、7 ページが土地の登記簿、8 ページが法定外公共物売払申請書で、これは申請地に至る通路として使用する土地に、使用されていない地図上の水路敷があることから、売払いを申請した書類となります。

次に、第 5 条許可申請を説明します。右上に議案第 35 号関係資料と記載している資料をご覧ください。申請番号 10 番、申請地は 1 筆、譲受人、譲渡人は記載のとおりで、転用目的は議案第 34 号と同じであります。

それでは、資料をめくっていただいて、裏面 2 ページ目が許可申請書、3 ページ目が案内図、4 ページ、5 ページ目は議案第 34 号と共通、6 ページが農地転用計画書、7 ページが土地の登記簿で、8 ページも議案第 34 号と共通の資料となっております。

それでは 1 ページ目に戻っていただいて、許可基準からみた本案件の判断について説明しますが、4 条許可申請も同様の判断になっております。

まず、立地基準については、申請地は、横内市民センター内にある横内情報コーナーの周囲おおむね 300m 以内の区域にある農地であることから、農地転用が原則許可となる第 3 種農地と判断されます。

次に、一般基準でございますが、ここに記載しているとおり、①から⑦までの項目につきまし

ては、事務局で申請内容等を精査いたしまして、問題ないものと考えてございます。  
それではご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

これより、本案について審議を行います。  
質問・意見のある委員は述べてください。  
はい、野口委員。

○16番（野口友子委員）

事務局の方にお聞きしたいんですけれども、4条の申請する方のお名前に●●●さんという方がいるのですが、登記簿では●●●さんのままですが、この関連はどういう事か教えて頂きたい。

○事務局

4条の方の許可申請に書かれている苗字と登記簿の苗字が違うということですが、この土地に関しては、登記簿上は●●●さんという方が共有で持っている土地になっています。その中の●●●さん、こちらが申請書では●●●●さんに苗字が変わっているのですが、結婚されて住所も変わって、現在は青森市緑1丁目の方にお住まいになっているということになります。登記簿は古い情報になりまして、申請の許可が出たのち、修正されることになると思います。実際は家族ということです。よろしく申し上げます。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

野口委員よろしいですか。  
他に質問・意見ございませんか。  
はい、安部委員。

○2番（安部浩一委員）

事務局にお伺いしますが、事業内容は資材置場で貸すのではなく、廃タイヤ置場になっていますが、危険性はないのでしょうか。以前、この近くで廃タイヤの置場としていたところが不法投棄につながり、強制代執行がかかったという経緯があります。それを踏まえて同じようなことがあるんじゃないかと地元とすればそういう危惧があるんですけど、その辺はどうなんでしょう。

また、処分場への中間地点にこの場所が位置すると書かれてはいますが、最終処分場はどこでしょうか。

○事務局

まず、廃タイヤの置場になるという事ですが、今回はあくまで一時保管場所という事です。現在置いている場所が手狭だという事で、今回こちらに一時保管したいという事でした。

安部委員がおっしゃった通り、そのまま放置されるという事案もあるでしょうけれども、今回は廃棄物の保管に関して、風雨にさらされても大丈夫なようにシートをかけて保管して頂く。また、保管期間というのが180日以内と決まっているんですけど、当然それ以内の120日程度で処理場に持っていくと聞いています。

また、こちらの方としては市の廃棄物対策課とも連絡をとっておりまして、現状で一時保管する際は特に廃棄物対策課に届出する必要は無いそうです。

けれども、もしも放置・放棄されていくという危険性がある場合は、廃棄物対策課にすぐ連絡する体制を確認しております。その時点で廃棄物対策課の方で実際に動くということです。

もう一つ、処分業者は青森資源という会社にこれまでも依頼していて、これからもそちらの方で処分を行うと聞いています。以上です。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

安部委員よろしいですか。

本案について、許可相当の意見を付し、県知事へ送付することにご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

ご異議なしと認め、そのように決定します。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

次に、議案第36号及び37号は関連がありますので一括審議の議題とします。

事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

（分室長 議案のみ朗読）

○事務局

本案の農用地利用集積計画（案）は、所有権移転が6件、利用権設定が1件の合計7件であります。

個別の内容につきましては、所有権移転の案が6ページから7ページ、利用権設定の案が8ページに記載しております。

これら農用地利用集積計画（案）につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしていると判断しております。

なお、議案第37号につきましては、青森県農地中間管理機構が利用権の設定を受けるもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項により、農地中間管理機構の転貸予定内容に

対しての意見も求められています。

今回の転貸先である株式会社松山ハーブ農園については、これまでは法人として農地の貸借等  
は行っておりませんでした。当該法人の代表個人として、以前から農地を貸借して農業を経営  
しており、当該農地も農作業受委託していた農地を貸借に切替するという内容で、法人としての  
新規就農とはみなしておりません。

それでは、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

これより、6 ページの申請番号 32 番の審議を行うにあたり、山田正樹委員が議事参与の制限を  
受けますので、同委員の退席を求めます。

（山田正樹委員 退席）

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

これより、当該申請について審議を行います。  
質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

（意見なし）

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

当該申請についてご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

ご異議なしと認め、そのように決定します。  
山田正樹委員を入場させてください。

（山田正樹委員 入場）

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

これより、議事参与制限があった申請番号を除く本案について審議を行います。  
質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員  
(意見なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

それでは、議事参与制限があった申請番号を除く本案について、当該計画等のとおり決定することにご異議ございませんか。

○各委員  
(異議なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

ご異議なしと認め、当該計画等は決定といたします。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

続きまして、本日の追加議案となりました議案第38号を議題とします。

本案の競(公)売買受適格者の証明については、競売の公平・公正性に鑑み、審議直前の議案配付としております。

事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

(分室長 議案のみ朗読)

○事務局

今回の買受適格証明願というのは、裁判所等が行う競売・公売の入札の際に、農地を耕作目的で取得するために必要となる買受適格証明書の申請であります。申請件数は1件で、申請人は五所川原市の農業者となっております。

買受適格証明書の交付は、農地法の許可に準じて行うこととされており、今回は耕作目的の申請である農地法第3条の許可を出せるか否かが審議事項になりますが、その調査内容につきましては、お手元に配付しております調査書(競売)のとおりとなっております。

ちなみに、買受適格証明書の交付そのものは許可ではないため、今後、競売後に最高価買受申出人等となった場合は、その証明を許可申請書に添付いただき、許可することとなります。

それではご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

これより、本案について審議を行います。

質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員  
(意見なし)

○議長 (西澤清光会長職務代理者)  
本案について、願出人を適格者に決定することにご異議ございませんか。

○各委員  
(異議なし)

○議長 (西澤清光会長職務代理者)  
ご異議なしと認め、そのように決定します。

○議長 (西澤清光会長職務代理者)  
次に、報告第 20 号を議題とします。  
事務局説明願います。

(分室長 報告のみ朗読)

○事務局  
本案は、青森地区市街化区域内農地の自己所有農地の転用を目的とした転用届出が 2 件となっており、青森市農業委員会事務処理規程の規定に基づき、受理通知書交付済です。

○議長 (西澤清光会長職務代理者)  
事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員  
(了承)

○議長 (西澤清光会長職務代理者)  
次に、報告第 21 号を議題とします。  
事務局説明願います。

(分室長 報告のみ朗読)

○事務局  
本案は、青森地区市街化区域内農地の所有権移転等を目的とした転用届出が 3 件となっており、

青森市農業委員会事務処理規程の規定に基づき、受理通知書交付済です。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

（了承）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

次に、報告第 22 号を議題とします。

事務局説明願います。

（分室長 報告のみ朗読）

○事務局

本案は、農地の賃貸借契約の合意による無条件解約が 9 件となっております。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

（了承）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

次に、報告第 23 号を議題とします。

事務局説明願います。

（分室長 報告のみ朗読）

○事務局

「青森市農業委員会非農地証明事務処理規定」に基づく非農地証明で 1 件です。

なお、非農地証明については、同規定により交付済です。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員  
(了承)

○議 長（西澤清光会長職務代理者）  
続いてその他に移りますが、皆様から何かございますか。

○各委員  
(特になし)

○事務局  
(令和4年度青森県農業委員会大会への出席について)  
(活動記録簿の提出について)  
(労賃のアンケートの提出について)  
(次回の月例総会は11月10日(木)午後1時から、場所は浪岡庁舎2階大会議室で開催予定の  
連絡)

○議 長（西澤清光会長職務代理者）  
これを持ちまして、令和4年度第7回青森市農業委員会月例総会を閉会いたします。